

#### 4. 補助対象工事

対象となるもの、ならないものがありますのでご注意ください。

区分		内容	適否	
修繕	1	屋根の修繕・葺替・塗替、雨樋の補修・架替	○	
	2	外壁の修繕・張替・塗替	○	
	3	クロスの張替（下地材を含む）、仕上材の塗替	○	
	4	床の張替（*カーペット等は対象外。）、畳一式の交換（畳表の張替、裏返しは対象外）	○	
	5	建具（ドア、ふすま、障子等）の交換（*張替は対象外）	○	
機能向上・安全対策	6	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	○	
	(注2)	7	システムキッチン等既製品又は準既製品の設置、交換	×
		8	システムバス(ユニットバス)、洗面台等既製品又は準既製品の設置、交換	×
		9	耐震改修（耐震効果が確実に上がるものに限る）	○
	(注3)	10	断熱改修（外壁、屋根、天井、窓・ガラスの交換等）	○
		11	ブロック塀、石塀等の除却及び除却後のフェンス、生垣等の設置	○
間取りの変更 (増・改築含む)	12	玄関・居室・台所・浴室・便所等の間取りの変更（増改築を含む）	○	
	13	バルコニー、ベランダの増築・設置	×	
器具・設備の 設置・交換	14	給湯設備（追炊き釜含む）の設置、交換	×	
	15	冷暖房設備の設置、換気扇、全熱交換器の設置	×	
	16	火災報知機、防犯装置(監視カメラ、赤外線防犯システム等)の設置	×	
	17	温水洗浄便座の設置	×	
	18	テレビドアホンの設置	×	
	19	エレベーターの設置	×	
	20	照明器具の交換	×	
	21	スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	×	
		修繕、機能向上及び間取りの変更に伴うスイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事（配電盤は除く）	○	
	22	アンテナの設置、電話やインターネットの配線工事	×	
	23	太陽光発電装置、太陽熱温水装置の設置	×	
24	浄化槽の設置	×		
住宅に付随 しない工事	25	ウッドデッキの設置	×	
	26	門・塀・フェンス等の外構工事（「11」以外の部分）	×	
	27	車庫、物置の設置	×	
その他	28	リフォーム補助対象工事個所の廃材の処理費用	○	

\*注2 「子育て世帯」・「単身者世帯」は、「7」及び「8」を対象工事とすることができます。

\*注3 「11」の適用基準は、次のとおりです。（4ページに記載）  
この内容で補助金を申請される方は、事前に建築住宅課にご相談ください。

\*「補助金申請の手引き」より抜粋。